

改正	昭和36年4月1日規則第30号	昭和36年7月5日規則第57号
	昭和38年12月31日規則第113号	昭和39年2月18日規則第4号
	昭和41年4月15日規則第32号	昭和42年9月20日規則第71号
	昭和43年6月14日規則第58号	昭和55年3月31日規則第46号
	昭和56年3月31日規則第42号	平成元年3月1日規則第10号
	平成5年3月31日規則第58号	平成6年3月31日規則第115号
	平成7年3月31日規則第58号	平成11年12月28日規則第93号
	平成12年3月31日規則第43号	平成13年3月30日規則第50号
	平成14年4月9日規則第61号	平成17年3月4日規則第22号
	平成18年12月28日規則第131号	平成20年3月31日規則第10号
	平成20年5月30日規則第51号	平成22年5月14日規則第74号

神奈川県海水浴場等取締条例施行規則をここに公布する。

神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則

題名改正〔昭和56年規則42号・平成22年74号〕

（事務の委任）

第1条 神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号。以下「条例」という。）

に基づく次に掲げる事務は、保健福祉事務所に委任する。

- (1) 条例第9条第1項の規定により、海水浴場、その他の遊泳場、プール及び更衣休憩所（以下「海水浴場等」という。）の設置を許可すること。
- (2) 条例第11条の規定により、許可事項等の変更の届出を受理すること。
- (3) 条例第14条の規定により、休業、再開、廃業又は死亡の届出を受理すること。
- (4) 条例第16条第2項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。
- (5) 条例第17条第1項の規定により、必要な報告を求め、及び当該職員に立入検査をさせること。
- (6) 条例第18条の規定により、許可を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

追加〔昭和42年規則71号〕、一部改正〔昭和55年規則46号・56年42号・平成元年10号・12年43号・18年131号・20年10号・22年74号〕

（申請手続）

第2条 条例第9条第1項の規定により海水浴場、その他の遊泳場又は更衣休憩所の設置の許可を受けようとするときは、海水浴場（その他の遊泳場・更衣休憩所）設置許可申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類及び図面を添えなければならない。

- (1) 海水浴場又はその他の遊泳場 次に掲げる書類及び図面
 - ア 施設を設置する土地の使用についての権原を有することを証明する書類及び水面の使用についての利害関係者の同意書
 - イ 海水浴場又はその他の遊泳場の区域及び当該区域に設置される遊泳区域、ボート、サーフボード、ヨットその他これらに類するもの（ゴム製によるものその他接触した場合に人の身体に危害を及ぼすおそれのないものを除く。以下「ボート等」という。）の専用出入区域、喫煙専用区域、管理事務所、救護所、案内所、監視所、便所等の配置を示した図面
 - ウ 条例第8条第1項の規定により喫煙専用区域を設ける海水浴場にあつては、海水浴場喫煙専用区域設置報告書（第2号様式）
- (2) 更衣休憩所 次に掲げる書類及び図面
 - ア 施設を設置する土地の使用についての権原を有することを証明する書類
 - イ 施設の平面図及び設備の配置図

2 条例第9条第1項の規定によりプールの設置の許可を受けようとするときは、プール設置許可申請書（第3号様式）に次に掲げる図面を添えなければならない。

- (1) 施設全体の平面図
- (2) 貯水槽及びプールサイドの平面図及び断面図
- (3) 給水設備、排水設備並びに貯水槽内の水の消毒設備及び浄化設備の系統図
一部改正〔昭和36年規則57号・42年71号・43年58号・平成元年10号・22年74号〕

（施設基準）

第3条 条例第10条に規定する施設基準は、別表第1のとおりとする。

全部改正〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成22年規則74号〕

（許可事項等の変更の届出）

第4条 条例第11条の規定による届出は、変更した日から10日以内に海水浴場等設置許可事項等変更届（第4号様式）により行わなければならない。

全部改正〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成22年規則74号〕

（管理運営の基準）

第5条 条例第12条の規定による海水浴場等の管理運営の基準は、別表第2のとおりとする。

全部改正〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成22年規則74号〕

（休業等の届出）

第6条 条例第14条第1項の規定による届出は、休業し、再開し、又は廃業しようとする日の10日前までに海水浴場等休業（再開・廃業）届（第5号様式）により行わなければならない。

全部改正〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成22年規則74号〕

（地位の承継の届出）

第7条 条例第16条第2項の規定による届出は、プールの設置許可承継届（第6号様式）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えてプールの設置場所を管轄する保健福祉事務所に提出しなければならない。

- (1) 相続による承継の場合 許可書、戸籍謄本及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可に基づく地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (2) 合併による承継の場合 許可書及び合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- (3) 分割による承継の場合 許可書、当該プールを承継した法人の登記事項証明書及び当該プールを承継したことを証明する書類

全部改正〔平成12年規則43号〕、一部改正〔平成13年規則50号・17年22号・20年10号・22年74号〕

（身分を示す証票）

第8条 条例第17条第2項に規定する証票は、第7号様式とする。

一部改正〔昭和36年規則57号・42年71号・43年58号・平成元年10号・12年43号・22年74号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 衛生事務の権限を委任する規則（昭和25年神奈川県規則第160号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
- 3 神奈川県環境衛生監視員設置規則（昭和24年神奈川県規則第65号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（昭和36年4月1日規則第30号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年7月5日規則第57号抄）

- 1 この規則は、昭和36年7月10日から施行する。

附 則（昭和38年12月31日規則第113号）

- 1 この規則は、昭和39年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則（以下「改正前の規則」という。）に定める様式に基づいて調製した用紙は、当該用紙が残存する間、なお、従前の例により使用することができる。

3 改正前の規則の規定による証票等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の規則による証票等とみなす。

附 則（昭和39年2月18日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年4月15日規則第32号）

この規則は、昭和41年5月1日から施行する。

附 則（昭和42年9月20日規則第71号）

1 この規則は、昭和42年10月1日から施行し、同日以後に行なわれる申請、届出その他の手続及び許可、認可その他の処分について適用する。

2 この規則施行前になされた申請、催告その他の手続又は行為でこの規則施行の際まだその処理がされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和43年6月14日規則第58号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 衛生事務の権限を委任する規則（昭和25年神奈川県規則第106号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（昭和55年3月31日規則第46号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月1日規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前における許可事項等の変更に係る神奈川県水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号。以下「条例」という。）第8条の規定による届出の期限については、改正後の第4条の規定は、これを適用しない。

3 平成元年4月10日以前の休業、再開又は廃業に係る条例第10条第1項の規定による届出の期限については、改正後の第6条の規定は、これを適用しない。

4 施行日前においてなされた条例第6条第1項の規定によるプールの設置の許可（以下「設置許可」という。）の申請でまだその処理がなされていないもの及び施行日前において建築工事に着手したプールに係る設置許可の申請で施行日から起算して1年以内になされたものに係るプールの施設基準については、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際設置許可を受けているプール及び前項の規定により設置許可を受けたプール（以下「基準改正前のプール」という。）については、当該プールの構造設備が変更されるまでの間、改正後の別表第1に規定する施設基準に適合しているものとみなす。

6 基準改正前のプール（貯水槽専用の量水器、足洗い場又は腰洗い槽が設けられているものを除く。）については、改正後の別表第2の2の項(2)ウ又は(3)イの規定は、当該プールの構造設備が変更されるまでの間、これを適用しない。

7 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成5年3月31日規則第58号）

（施行期日）

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においてなされた神奈川県水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）第6条第1項の規定によるプールの設置の許可（以下「設置許可」という。）の申請でまだその処理がなされていないもの及び施行日前において建築工事に着手したプールに係る設置許可の申請で施行日から起算して1年以内になされたものに係るプールの施設基準については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際設置許可を受けているプール及び前項の規定により設置許可を受けたプール

(以下「基準改正前のプール」という。)については、当該プールの構造設備が変更されるまでの間、改正後の別表第1に規定する施設基準に適合しているものとみなす。

- 4 基準改正前のプール(時間当たりの循環水量を把握することができる貯水槽専用の量水器等又は貯水槽への水の注入口の数及び位置について貯水槽内の遊離残留塩素濃度若しくは二酸化塩素濃度が均一となるように設計された消毒設備が設けられているものを除く。)については、改正後の別表第2の2の項(2)ウ又はカの規定は、当該プールの構造設備が変更されるまでの間、これを適用しない。

附 則(平成6年3月31日規則第115号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定による証票等は、この規則による改正後の各規則による証票等とみなす。

附 則(平成7年3月31日規則第58号)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成11年12月28日規則第93号)

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成12年3月31日規則第43号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第50号)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成14年4月9日規則第61号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年6月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前になされた神奈川県水浴場等に関する条例(昭和34年神奈川県条例第4号)第6条第1項の規定によるプールの設置の許可(以下「設置許可」という。)の申請でまだその処理がされていないものに係るプールの貯水槽等の基準については、改正後の別表第1の2の項(1)エの規定は、平成15年5月31日までの間は、適用しない。この場合において、改正前の別表第1の2の項(1)エの規定は、なお、その効力を有する。
 - 3 この規則の施行の際現に設置許可を受けたプールに係るプールの貯水槽等の基準については、改正後の別表第1の2の項(1)エの規定は、平成15年5月31日までの間は、適用しない。この場合において、改正前の別表第1の2の項(1)エの規定は、なお、その効力を有する。
 - 4 第2項に規定する申請に係るプール及び前項に規定するプールについて、平成15年5月31日までの間に、改正後の別表第1の2の項(1)エの規定に適合する構造設備の変更をする場合は、神奈川県水浴場等に関する条例施行規則第4条の規定にかかわらず、当該変更の日から10日以内にプール排水口等吸込防止施設変更届(附則様式)により行わなければならない。

附則様式(用紙 日本工業規格A4縦長型)

附 則(平成17年3月4日規則第22号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成18年12月28日規則第131号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1、別表第2及び第2号様式の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 平成19年6月1日前になされた神奈川県水浴場等に関する条例(昭和34年神奈川県条例第4号)

第6条第1項の規定によるプールの設置の許可の申請でまだその処理がされていないものに係るプールの貯水槽等の基準については、改正後の別表第1の2の項(1)エの規定は、同月30日までの間は、適用しない。この場合において、改正前の別表第1の2の項(1)エの規定は、なおその効力を有する。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成20年3月31日規則第10号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（様式の作成に係る経過措置）

57 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成20年5月30日規則第51号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月14日規則第74号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年5月15日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の第6号様式により交付されている証票は、改正後の第7号様式により交付された証票とみなす。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

4 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年神奈川県規則第39号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表第1（第3条関係）

1 海水浴場及びその他の遊泳場の施設基準

(1) 海水浴場にあつては、その区域、当該区域に設置される遊泳区域、ボート等の専用出入区域、喫煙専用区域及び主要施設の位置、利用者の遵守事項等を表示した掲示板が見やすい場所に設置されていること。

(2) その他の遊泳場にあつては、その区域、当該区域に設置される遊泳区域、ボート等の専用出入区域及び主要施設の位置、利用者の遵守事項等を表示した掲示板が見やすい場所に設置されていること。

(3) 遊泳区域及び附属地の区域は、利用者が明確に識別できるように区画されていること。

(4) 海水浴場又はその他の遊泳場の面積及び1日のうち利用者が最も多く見込まれるときの利用者の見込数（以下「最大利用者見込数」という。）に応じて、管理事務所、救護所、案内所、監視所、監視船等の施設が適切に設置され、適切な数の放送設備、シャワー設備、人工そ生器等の設備が設けられていること。

(5) 救命浮き輪、救命ボート、ロープその他適切な救命器具が備えられていること。

(6) 次の要件を満たす便所が設置されていること。

ア 男女が区画され、双方及び外部から見通されない構造であること。

イ 便槽は、不浸透性材料で作られ、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造であること。

ウ 最大利用者見込数に応じた適切な数の便器が設けられていること。

エ 流水式手洗設備が設けられていること。

(7) 最大利用者見込数に応じた適切な数のごみ容器等が設置されていること。

(8) ボート等の専用出入区域を設置する場合は、当該区域を明確に識別できる設備がされていること。

(9) 遊泳区域内に危険水域がある場合は、赤い標旗により当該水域が区画されていること。

(10) 海水浴場内に喫煙専用区域を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

- ア たばこの吸い殻が散乱しない構造を有する灰皿その他のたばこの吸い殻を入れる容器（イにおいて「吸い殻容器」という。）が備えられていること。
- イ 利用者が明確に識別できるように区画されていること（吸い殻容器の周囲2メートルの範囲内で喫煙専用区域を設ける場合を除く。）。
- ウ 面積がおおむね25平方メートル以下であること。
- エ 容易に視認できるための措置が講じられていること。
- オ 他の利用者の安全の確保に配慮された場所であること。

2 プールの施設基準

(1) 貯水槽等の基準

- ア 貯水槽は、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) 不浸透性材料で作られていること。
 - (イ) 給排水及び清掃が容易にできる構造であること。
 - (ウ) プールサイドから汚水が流入しない構造であること
 - (エ) 周囲にオーバーフロー溝が設けられていること。
 - (オ) 利用者の見やすい場所に貯水槽の規模に応じた適切な数の水深の明示がされていること。
 - イ プールサイド及び通路は、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) 不浸透性材料で作られ、滑りにくい構造であること。
 - (イ) 最大利用者見込数に応じた十分な広さを有していること。
 - (ウ) 清掃が容易にできる構造であること。
 - ウ 貯水槽への給水設備は、次の要件を満たすものであること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
 - (ア) 給水管は、貯水槽の水が逆流しない構造であること。
 - (イ) 新規補給水量及び時間当たりの循環水量を把握するため、貯水槽専用の量水器等が設けられていること。
 - エ 貯水槽からの排水口及び循環水の取入口には、利用者の吸い込みを防止するため、ねじ等で固定された堅固な金網、鉄格子等が設けられているとともに、当該貯水槽からの排水口及び循環水の取入口と取水管との間又は取水管には、利用者の吸い込みを防止するため、金具等が備えられていること。ただし、知事が公衆の危険防止上支障がないと認めた場合には、当該金具等を備えることを要しない。
 - オ 消毒設備は、次の要件を満たすものであること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
 - (ア) 貯水槽内の水に塩素、塩素剤等を連続注入できる構造であること。
 - (イ) 貯水槽への水の注入口の数及び位置について、貯水槽内の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素による消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度をいう。）が均一となるように設計されていること。
 - カ 貯水槽内の水を浄化するため、次の要件を満たす浄化設備が設けられていること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
 - (ア) 循環ろ過方式の浄化設備であること。
 - (イ) 貯水槽の水の容量に循環水量を加えた全容量に対して1時間当たり6分の1以上の浄化処理能力を有するものであること。
 - (ウ) 浄化設備から貯水槽への水の注入口の数及び位置が貯水槽内の水質が均一となるように設計されていること。
 - キ オーバーフロー水を貯水槽内の水として再利用する場合のオーバーフロー水の再利用設備は、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) オーバーフロー水の循環系統に十分な能力を有する浄化設備及び消毒設備が設けられていること。
 - (イ) オーバーフロー水に排水等の汚水が混入しない構造であること。
 - (ウ) オーバーフロー水が直接排水できる構造であること。
- ### (2) 附帯施設等の基準
- ア 利用者の遵守事項を表示した掲示板が見やすい場所に設置されていること。

- イ 貯水槽全体が監視できる適正な位置に監視設備が設けられていること。
- ウ 最大利用者見込数に応じた適切な数の救命器具、救急薬品等が備えられていること。
- エ 次の要件を満たす更衣室が設置されていること。
 - (ア) 男女が区画され、双方及び外部から見通されない構造であること。
 - (イ) 最大利用者見込数に応じた十分な広さを有していること。
 - (ウ) 利用者の貴重品及び衣類等を安全に保管できる設備が設けられていること。
 - (エ) ほこりがたまりにくく、清掃が容易にできる構造であること。
 - (オ) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備があること。
 - (カ) 十分な通気性を有する構造であること。
- オ シャワー設備等の洗浄設備が、更衣室及び便所から貯水槽に至る途中等水泳しようとする者が効果的に身体を洗浄できる適正な位置に設けられ、その設備が排水の容易な構造であり、その設備からの排水が貯水槽内の水として再利用できない構造であること。
- カ 次の要件を満たす便所が設置されていること。
 - (ア) 男女が区画され、双方及び外部から見通されない構造であること。
 - (イ) 床は、不浸透性材料で作られていること。
 - (ウ) 最大利用者見込数に応じた適切な数の便器が設けられていること。
 - (エ) 便器は、水洗式の構造であること。
 - (オ) 流水式手洗設備が設けられていること。
 - (カ) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備があること。
- キ 最大利用者見込数に応じた適切な数の洗面設備、洗眼設備、水飲み場及び水泳後に使用するシャワー設備が設けられ、それぞれの設備は、飲用に適する水を十分に供給できるものであること。
- ク 屋内のプール又は夜間使用する屋外のプールにあつては、貯水槽の水面及びプールサイドの床面において、照度を100ルクス以上に保つ照明設備が設けられていること。
- ケ 屋内のプールにあつては、十分な能力を有する換気設備が設けられ、その吸気口及び排気口の位置については、周辺の生活環境に配慮されていること。
- コ 塩素剤その他の薬品を安全に保管できる薬品保管設備が設けられていること。
- サ 最大利用者見込数に応じた適切な数のゴミ容器が設置されていること。
- シ 採暖室又は採暖槽を設置する場合には、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) 衛生的かつ安全な管理及び使用ができる構造であること。
 - (イ) 原則として、貯水槽に近接し、独立した施設として別個に利用されることのない構造であること。
 - (ウ) 監視所から、採暖室にあつては内部が、採暖槽にあつては設備全体が見通せる構造であること。
- ス 遊戯施設を設置する場合には、プールの利用に支障のない安全な構造設備であること。
- セ 観覧席を設置する場合には、プール利用者用の出入口とその他の出入口とを区別するとともに、プールサイドとはさく等により区画されていること。

3 更衣休憩所の施設基準

- (1) 海水浴場又はその他の遊泳場の利用者の見やすい場所に遵守事項が表示されていること。
- (2) 利用者の貴重品及び衣類等を安全に保管できる設備が設けられていること。
- (3) 次の要件を満たすシャワー設備その他適切な身体の洗浄設備が設けられていること。
 - ア 男女が区画され、双方及び外部から見通されない構造であること。
 - イ 衛生的に安全な水を十分に供給できるものであること。
 - ウ 汚水が衛生的に処理できるような構造であること。
- (4) 最大利用者見込数に応じた適切な数のゴミ容器等が設置されていること。
- (5) 便所を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 男女が区画され、双方及び外部から見通されない構造であること。
 - イ 便槽は、不浸透性材料で作られ、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造であること。
 - ウ 流水式手洗設備が設けられていること。
- (6) 温浴施設を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。

- ア 男女が区画され、双方及び外部から見通されない構造であること。
 - イ 温浴シャワー設備、湯栓又は入浴できない構造の貯湯設備のいずれかの設備が設けられ、当該設備が、衛生的に安全な湯水が十分に供給できるものであること。
 - ウ 洗い場は、不浸透性材料で作られ、汚水が衛生的に処理できるような構造であること。
- (7) 次の要件を満たす更衣室が設けられていること。
- ア 男女が区画され、双方及び外部から見通されない構造であること。
 - イ 更衣を行うのに十分な広さを有していること。
 - ウ ほこりがたまりにくく、清掃が容易にできる構造であること。
 - エ 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備があること。
 - オ 十分な通気性を有する構造であること。
- 追加〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成5年規則58号・12年43号・14年61号・18年131号・22年74号〕

別表第2（第5条関係）

1 海水浴場及びその他の遊泳場の管理運営の基準

- (1) 掲示板に表示する利用者の遵守事項は次に掲げるとおりとし、当該事項について利用者に対する周知徹底のための措置を採ること。
- ア 遊泳を通じて人から人に感染するおそれのある感染症にかかっている者及び酒に酔っている者は、水浴し、又は遊泳しないこと。
 - イ 瓶、缶その他汚物をごみ容器等以外の所に捨てないこと。
 - ウ 遊泳区域を標示する標旗、浮き等を移動し、又は損壊しないこと。
 - エ 遊泳区域内においてボート等を使用しないこと。
 - オ もり、水中銃その他人の身体に危害を及ぼすおそれのある器具を海水浴場又はその他の遊泳場内において使用し、又は遊泳区域内において携帯しないこと。
 - カ 海水浴場にあつては、喫煙専用区域以外の場所で喫煙しないこと。
 - キ 危険な行為をしないこと。
 - ク 危険水域の標旗のある水域内に入らないこと。
 - ケ 海水浴場又はその他の遊泳場の開場時間外及び海水浴場又はその他の遊泳場の設置者が水浴し、又は遊泳することが危険又は不相当と認めるときに水浴し、又は遊泳しないこと。
 - コ 他人の迷惑になる行為をしないこと。
 - サ その他公衆の衛生及び安全を損なうような行為をしないこと。
- (2) 遊泳区域及び附属地の区域の区画を標示する標旗、浮き等を常に正しい位置に保つこと。
- (3) 開場時間は、日の出から日没までの時間内において定めること。
- (4) 海水浴場又はその他の遊泳場の状態が次のいずれかに該当し、水浴し、又は遊泳することが危険又は不相当であると認められるときは、海水浴場又はその他の遊泳場内に赤い標旗を掲げ、かつ、その旨を速やかに海水浴場又はその他の遊泳場の利用者に周知すること。
- ア 洪水又は津波のおそれがあるとき。
 - イ 波が異常に高いとき。
 - ウ 水温が異常に低下しているとき。
 - エ 潮の流れが異常に速いとき。
 - オ 廃油、汚物等が流入したとき。
- (5) 監視人の数は、海水浴場又はその他の遊泳場の面積及び最大利用者見込数に応じた適切なものとする。
- (6) 救護所に応急手当てのできる者を常置すること。
- (7) 事故の発生時における救急車の出動要請、医療機関との連絡等ができるようになっていること。
- (8) ごみその他の汚物及びガラス、石等の危険物をよく清掃し、海水浴場又はその他の遊泳場内に汚水を流入させないこと。
- (9) 海水浴場にあつては、利用者の遵守事項を放送等により継続的に周知すること。
- (10) 喫煙専用区域を設ける海水浴場にあつては、当該喫煙専用区域内をよく清掃し、たばこの吸い殻を散乱させないこと。

2 プールの管理運営の基準

(1) 管理運営の一般的基準

ア 掲示板に表示する利用者の遵守事項は次のとおりとし、当該事項について利用者に対する周知徹底のための措置を採ること。

- (ア) 遊泳を通じて人から人に感染するおそれのある感染症にかかっている者、酒に酔っている者及び付添人のない幼児は、水泳しないこと。
- (イ) 貯水槽に入る前には、シャワー等でよく身体を洗うこと。
- (ウ) プールサイドには、土足で入場しないこと。
- (エ) 危険な行為をしないこと。
- (オ) 他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (カ) その他公衆の衛生及び安全を損なうような行為をしないこと。

イ プールを衛生的かつ安全に管理するため、プールごとに次の業務を行う管理責任者を置くこと。

- (ア) 監視人その他の関係者の業務を総括すること。
- (イ) 貯水槽等の水質管理を行うこと。
- (ウ) 施設内における疾病予防及び事故防止を図るとともに、事故等発生時の救護対策を立てること。
- (エ) 管理日誌を作成し、気温、利用時間、室温、水温、水質検査の結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録すること。
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げる業務のうちに改善が必要と認められるものがある場合には、その旨を設置者に連絡すること。

ウ 監視人の数は、貯水槽全体が監視できる適切なものとする。

エ 利用者の数は、プールの規模に見合った数とし、施設内の衛生及び安全が損なわれるおそれがあると認められる場合には、利用の制限等必要な措置を採ること。

オ 施設内における業務の内容、疾病予防及び事故防止の対策並びに事故発生時の連絡先及び救助者の搬送方法等の手順について定め、並びに監視人その他の関係者にその周知徹底のための研修その他必要な措置を採ること。

(2) 貯水槽の水の管理の基準

ア プールの使用開始後1週間以内に1回及びその後毎月1回以上定期的に水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌についての水質検査を実施するとともに、毎日午前中1回以上及び午後2回以上定期的に遊離残留塩素濃度（二酸化塩素による消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度をいう。カにおいて同じ。）についての水質検査を実施すること。

イ 水を常にあふれさせ浮遊物を除去するとともに、随時換水すること。

ウ 貯水槽の新規補給水量及び循環水量を常に把握すること。

エ 塩素、塩素剤等により常に消毒すること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

オ 水質が次の基準に適合するよう措置すること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

- (ア) 水素イオン濃度は、PH値5.8以上8.6以下であること。
- (イ) 濁度は、2度以下であること。
- (ウ) 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/l以下であること。
- (エ) 大腸菌は、検出されないこと。
- (オ) 一般細菌は、200CFU/ml以下であること。
- (カ) 塩素濃度は、次の要件を満たすこと。
 - a 塩素消毒を行う場合には、遊離残留塩素濃度は、0.4mg/l以上であること。
 - b 二酸化塩素による消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1mg/l以上0.4mg/l以下で、亜塩素酸濃度は1.2mg/l以下であること。

カ 遊離残留塩素濃度は、貯水槽内で均一となるように維持すること。

キ 水温は、原則として摂氏22度以上とし、均一となるように維持すること。

(3) 施設の管理の基準

- ア 常に清潔で、使用に適する状態を維持すること。
- イ 足洗い槽を設けた場合には、その槽の槽内の水は、随時入れ替えて清浄に保ち、かつ、塩素剤により消毒すること。
- ウ 年間を通じて使用するプールは、日常の清掃及び設備の点検を随時行い、必要に応じて水抜き清掃及び設備の整備をすること。
- エ 期間を定めて使用するプールは、使用の開始前に水抜き清掃及びその設備の点検を行い、必要に応じて設備の整備をし、並びに使用の開始後に日常の清掃及び設備の点検を随時行い、必要に応じて水抜き清掃及び設備の整備をすること。
- オ プールサイド、更衣室、便所その他利用者が利用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに、随時点検を行うこと。
- カ 浄化設備のろ材は、適宜洗浄又は交換を行い、浄化設備は、原則として1日中運転すること。夜間等に運転を停止する場合には、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌についての水質検査を適宜行い、浄化設備運転停止後の水質の状況変化を把握し、必要に応じて適切な措置を採ること。
- キ 消毒設備は、少なくともプールの使用開始の1時間前から運転を開始し、使用中は運転を停止しないこと。
- ク 貯水槽の循環系統及び排水設備は、随時清掃し、常に清潔にすること。
- ケ 採暖室を設置する場合には、採暖室内の清掃を1日1回以上行うこと。
- コ 採暖槽を設置する場合には、採暖槽及びその設備の水の入替え、清掃、消毒等を随時行い、必要に応じて適切な措置を採ること。
- サ 採暖槽内の水は、レジオネラ属菌についての水質検査を1年1回以上行い、レジオネラ属菌が10CFU/100ml未満であることを確認すること。
- シ ねずみ、昆虫等の防除を定期的実施すること。
- ス 吸い込みを防止するための金網、鉄格子、金具等は、貯水槽の水を抜いた状態での点検を1年に1回以上行い、及び破損等がないことを常時点検し、破損等を確認した場合には、必要に応じて交換する等の適切な措置を採ること。

3 更衣休憩所の管理運営の基準

- (1) 更衣休憩所に表示する海水浴場又はその他の遊泳場の利用者の遵守事項は、1の項(1)アからサまでに掲げる事項とし、当該事項について利用者に対する周知徹底のための措置を採ること。
- (2) 施設内の整理整頓に注意し、かつ、毎日1回以上清掃し、常に清潔な状態を維持すること。
- (3) シャワー設備等の廃水及び廃棄物は、適切に処理すること。
追加〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成5年規則58号・14年61号・18年131号・20年51号・22年74号〕

第1号様式

(第2条関係) (表) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

全部改正〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成6年規則115号・11年93号・12年43号・20年10号・22年74号〕

第2号様式

(第2条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

追加〔平成22年規則74号〕

第3号様式

(第2条関係) (表) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

全部改正〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成5年規則58号・6年115号・11年93号・12年43号・18年131号・20年10号・22年74号〕

第4号様式

(第4条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

全部改正〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成6年規則115号・7年58号・11年93号・12年43号・20年10号・22年74号〕

第5号様式

(第6条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

全部改正〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成6年規則115号・7年58号・11年93号・12年43号・20年10号・22年74号〕

第6号様式

(第7条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

全部改正〔平成12年規則43号〕、一部改正〔平成13年規則50号・20年10号・22年74号〕

第7号様式

(第8条関係) (用紙 縦8センチメートル 横12センチメートル)

全部改正〔昭和38年規則113号〕、一部改正〔昭和42年規則71号・43年58号・55年46号・56年42号・平成元年10号・12年43号・18年131号・20年10号・22年74号〕